

御船町中山間地域拠点整備設計に係る
県内共同事務所の選定に関する質疑回答（令和7年7月25日時点）

番号	質問事項	回 答
①【様式の記載方法等に関する事項】		
1	構造設計や設備設計を再委託する場合、協力事務所としての扱いになりますか。また、県内共同事務所として関わる事務所が必要に応じて業務の一部の再委託を行うことは可能でしょうか。	業務の一部を再委託することは可能。その場合、再委託先は協力事務所となる。